

事業所運営サポート型実地指導（申込制）

ご案内

実地指導とは

「実地指導」は、県が事業所へお伺いし、実地による面談（昨年度はオンライン面談導入）等により、ヒアリングや双方向での意見交換等を行うものです。

人員基準、運営基準、報酬基準等について、チェック項目に基づき関係書類等を確認させていただきます。

いわゆる、不正行為等を摘発する「監査」ではありません。

指導先の選定について

通常、指導先は、原則 6 年に 1 回の実施を目途に、県においてランダムに選定しているところですが、
実地指導の際に、

「今やっていることが正しいのか不安だったので助かった。」

「指導結果を踏まえ、利用者サービスの改善に努めたい。」

「もっと早く指導を受けておけばよかった。」

等々のお声をいただくことがあります。

新たな取り組み

そこで、今年度、新たな取り組みとして、
県からの指導を希望される事業者の方々に優先的に実施する

事業所運営サポート型実地指導（申込制）

を始めます。

事業者の皆様へ

「今の事業運営に少し不安なところもあるので、早期に指導を受けて改善につなげたい。」

「サービス提供の現状を再点検し、サービスの質の向上を図りたい。」 等々

とお考えの事業者の方々、ぜひご応募ください。

日頃の事業運営の点検、見直しにお役立ていただければと思います。

多くのお申込みをお待ちしております。

事業所運営サポート型実地指導（申込制）

●対象事業所

- ・事業開始後6か月～3年程度の事業者
- ・事業種別は 訪問系、通所系

介護保険サービス：訪問介護、通所介護など

障害福祉サービス：放課後等デイサービス

就労継続支援A型、B型など

●受付開始 令和3年6月1日から

詳細は後日、ホームページ等でご案内

●実施方法 指導実施決定後の流れは、従来の実地指導と同じ

●実施場所 実地またはオンライン（感染症の状況に応じ決定）